

事 務 連 絡
令和2年(2020年)2月26日

山口県医師会長
山口県歯科医師会長 様
山口県病院協会会長

山口県健康福祉部健康増進課長
医務保険課長

新型コロナウイルス感染症疑似症患者対応フローについて（再周知）

このことについて、別添により県内の医療機関に通知しましたのでお知らせします。

医務保険課医療指導班 藤本 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939 健康増進課感染症班 野村 TEL 083-933-2956 FAX 083-933-2969

事 務 連 絡
令和2年(2020年)2月26日

各医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部健康増進課長
医務保険課長

新型コロナウイルス感染症疑似症患者対応フローについて（再周知）

このことについて、令和2年2月14日付け平31健康増進第1386号「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」によりお知らせしたところですが、再度お知らせします。

については、新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いのある患者が来院した場合には、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）」（令和2年2月21日付け厚生労働省医政局地域医療計画課等事務連絡）等に基づき、適切に対応していただくとともに、所管の保健所に対し連絡をお願いします。

医務保険課医療指導班 藤本 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939 健康増進課感染症班 野村 TEL 083-933-2956 FAX 083-933-2969

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 21 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 2）

医療機関における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 1 月 31 日付け事務連絡）、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 2 月 13 日付け事務連絡）等により周知をお願いしているところです。

今般、和歌山県の医療機関において新型コロナウイルス感染事例が発生し、感染者の一部は、当該医療機関の外来区域にて感染した可能性が考えられており、引き続き調査が行われています。また、神奈川県においても、医療従事者の新型コロナウイルス感染事例が発生しており、同様に調査が行われております。

本日（令和 2 年 2 月 21 日）、国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター国際感染症センターが作成した「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」が改定されました。その中では、外来における感染防止のための留意事項が記載されており、以下に抜粋いたしましたので、上記事務連絡とあわせて参考にするよう、貴管下医療機関に対して周知をお願いいたします。

（参考）

○「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020 年 2 月 21 日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

＜外来における新型コロナウイルス感染症の留意事項＞
(「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 (改訂 2020 年 2 月 21 日)」より抜粋)

この文書は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が疑われる場合の感染予防策について、医療関係者及び保健所が参照することを想定し作成した。

今後、疫学的所見や病原体に関する新たな知見の蓄積に伴い、この内容は適宜更新される。

なお、COVID-19 の疑いに関わらず、原則として以下は常に行うべきである。

- ・ 外来患者の待合室では、発熱や呼吸器症状を訴える患者とその他の患者、または発熱や呼吸器症状を訴える患者どうしが、一定の距離を保てるように配慮する。呼吸器症状を呈する患者にはサージカルマスクを着用させる。
- ・ 医療従事者は、標準予防策を遵守する。つまり、呼吸器症状のある患者の診察時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守する。サージカルマスクや手袋などを外す際には、それらにより環境を汚染しないよう留意しながら外し、所定の場所に破棄する。さらに手指衛生を遵守し、手指衛生の前に目や顔を触らないように注意する。
- ・ 医療従事者は、健康管理に注意し、発熱や呼吸器症状を呈した場合には診療行為を行わずに休職するようにする。

1 医療機関における COVID-19 の疑いがある人や COVID-19 患者の診療時の感染予防策

COVID-19 患者 (確定例)、疑似症患者、濃厚接触者のうち何らかの症状を有する者を診察する場合、

- I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う
 - II 診察室および入院病床は個室が望ましい
 - III 診察室および入院病床は十分換気する
 - IV 患者の気道吸引、気管内挿管、検体採取などエアロゾル発生手技を実施する際には N95 マスク (または DS2 など、それに準ずるマスク)、目の防護具 (ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウン、手袋を装着する
 - V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する
- なお、職員 (受付、案内係、警備員など) も標準予防策を遵守する。

- ・ N95 マスクの使用に際しては事前のフィットテストと着用時のシールチェックを行い、マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド、長袖ガウン、手袋などの PPE を脱ぐ際の手順に習熟し、汚染された PPE により環境を汚染しないように注意する。手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔面を触れないようにする。

2 自宅等での感染予防策
(略)

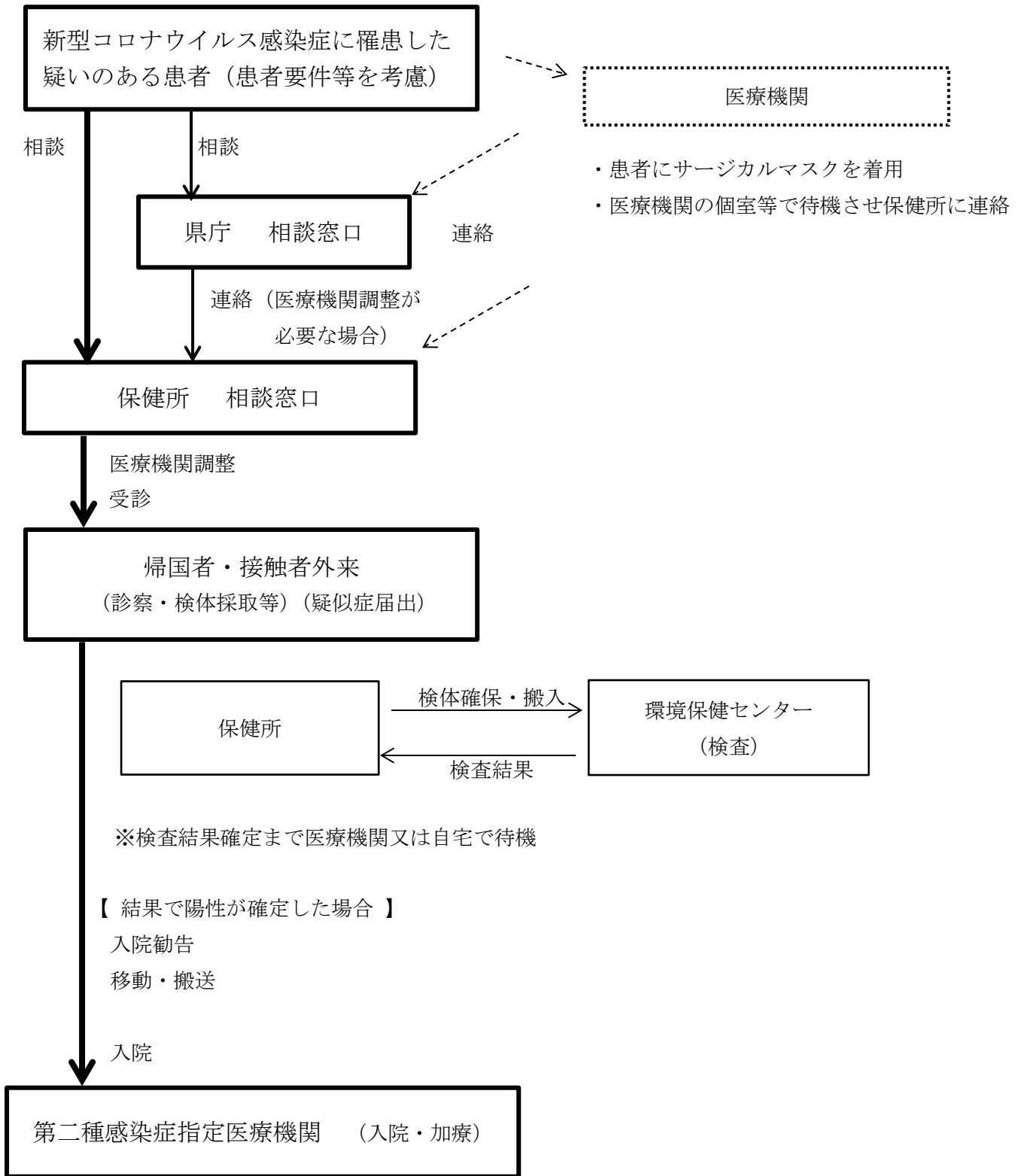
3 環境整備

- 環境中における新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の残存期間は現時点では不明である。他のコロナウイルスに関しては、20度程度の室温におけるプラスチック上で、SARS-CoV では6～9日、MERS-CoV では48時間以上とする研究がある。
- インフルエンザウイルス A (H1N1) pdm09 の残存期間は数時間程度であり、SARS-CoV、MERS-CoV はインフルエンザウイルスに比較して残存期間が長い。SARS-CoV-2 についてもインフルエンザウイルスに比較して環境中に長く残存する可能性があり、医療機関や高齢者施設、不特定多数が利用する施設内、濃厚接触者の自宅においては、アルコール清拭による高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。

以上

(R2. 2. 26 現在 (2. 14 作成フローから変更なし))

新型コロナウイルス感染症 疑似症患者 対応フロー (相談～診察・検査～入院)



※ なお、2月25日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、今後、山口県において患者数が大幅に増えた場合等には、この対応フローを変更する予定です。